

#### 2.2.7.8 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく登録簿に掲載された湿地の指定状況

五木村及び相良村には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和 55 年条約第 28 号)」に基づく登録簿に掲載された湿地はない。